

平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ノ モ ト
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 榎 本 正 昭
 (J A S D A Q ・ コ ー ド 6 9 2 8)
 問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 山 崎 宏 行
 電 話 0 5 5 4 - 6 2 - 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨を、会社法第 426 条第 1 項及び会社法第 427 条第 1 項に基づき、定款第 29 条（取締役の責任免除）及び定款第 38 条（監査役の責任免除）として新設するものであります。

なお、変更第 29 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(取締役の責任免除)</u> 第 2 9 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

平成24年6月28日(木曜日)
平成24年6月28日(木曜日)

以 上